

宅建業者監督処分簿

処分庁 佐賀県

処分等の種類	免許取消	
処分年月日	令和6年5月21日	
違反条項又は該当条項	宅地建物取引業法第67条第1項	
処分等の根拠条項	宅地建物取引業法第67条第1項	
被 処 分 者	商号又は名称	ジーアップ株式会社
	代表者	岩本 将伸
	主たる事務所の所在地	佐賀県鳥栖市東町一丁目1064-15
	免許証番号	佐賀県知事(1)第2573号
<p>(処分等の理由)</p> <p>被処分者の事務所の所在地が確知できないため、宅地建物取引業法第67条第1項の規定に基づき、令和6年4月16日付け佐賀県公報により公告したが、公告の日から30日を経過しても被処分者から申出がなかった。このことは、宅地建物取引業法第67条に該当する。</p>		